

# 看護技術職員奨学金貸与生 募集要項

- (1) 准看護師養成学校進学奨学金
- (2) 2年課程看護学校進学奨学金



社会医療法人石州会

〒699-5513

島根県鹿足郡吉賀町六日市 368 番地4

六日市病院

第二次救急指定・地域医療拠点病院・災害協力病院

介護療養型老人保健施設 六日市 苑

## 高等学校3年生の方へ

### (1) 准看護師養成学校進学奨学金

### (2) 2年課程看護学校進学奨学金

#### 1. 目的

この奨学金制度は、将来看護技術職員として、社会医療法人石州会の運営する病院・施設において勤務し、もって地域医療に貢献する人材の養成を目的としています。

#### 2. 対象者

看護師を志望する者で、所定の知識及び技能を習得し、法定の資格免許取得後一定の期間継続して社会医療法人石州会が運営する病院・施設に勤務することを誓約する者。

#### 3. 貸与金の額

##### (1) 准看護師養成学校進学奨学金

入学金	170,000 円	
在学維持費	1,800,000 円	(7.5 万円×24 ヶ月)
合計	1,970,000 円	

##### (2) 2年課程看護学校進学奨学金

入学金	170,000 円	
在学維持費	1,800,000 円	(7.5 万円/月×24 ヶ月)
合計	1,970,000 円	

#### 4. 貸与申請

奨学金の貸与を希望する者は、別紙様式1号の奨学金借入申請書に次の書類を添えて申請して下さい。

- (1) 誓約書 (別紙様式2号)
- (2) 身元保証契約書 (別紙様式3号)

5. 選考及び通知

奨学金借入申請書の提出があったときは、社会医療法人石州会は速やかに面接等審議選考し、その結果を直接申請者に通知します。

6. 奨学金の交付方法

毎月1回月末に交付します。入学金は入学年のみ4月末に交付します。

7. 全額返還免除成立期間

奨学金の貸与を受けた者は、法定の資格取得後、社会医療法人石州会が運営する病院・施設において規程の期間継続勤務した場合は、奨学金の返還を全額免除します。

8. 違約時返還

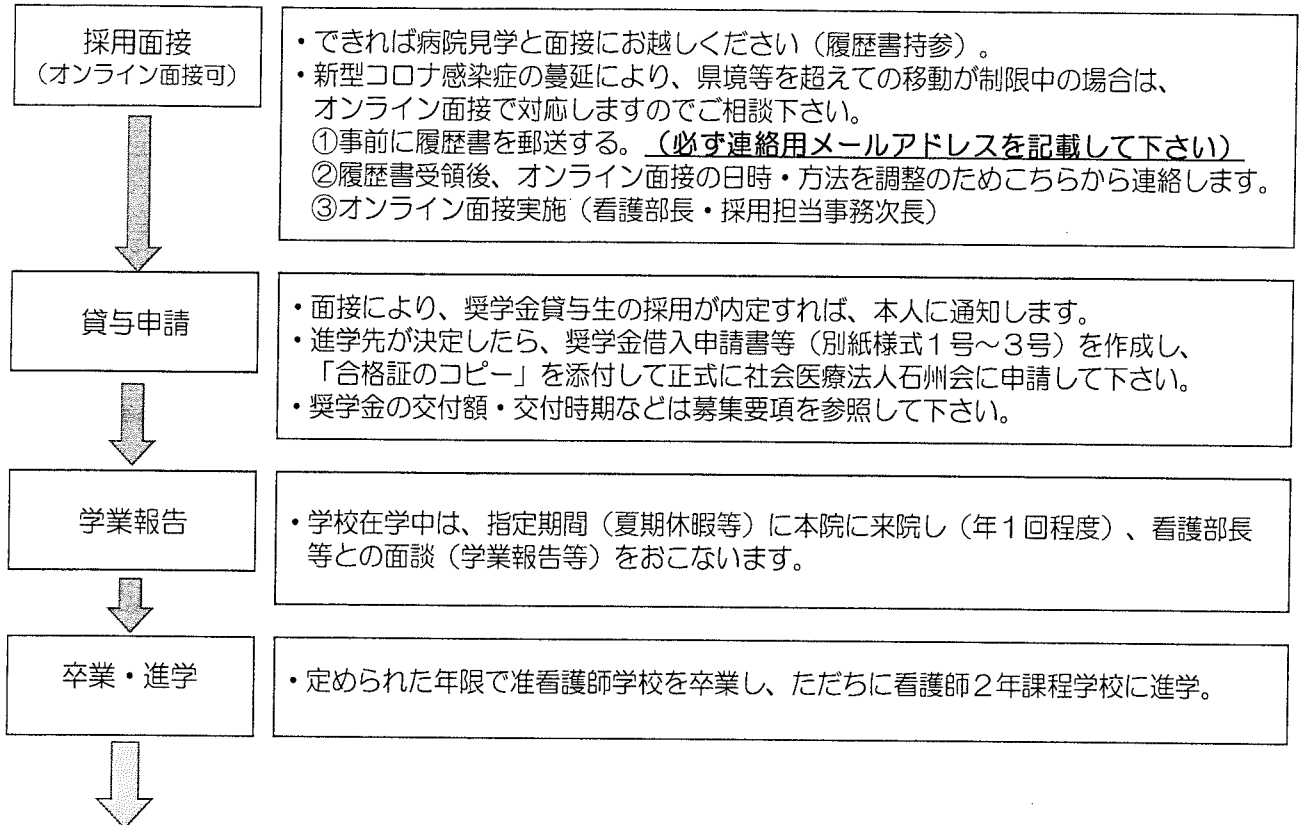
貸与した奨学金は、奨学生が次の事由に該当するときは、貸与した奨学金の全額を本人又は保証人から一括にて即日返還を受ける。

(1) 奨学生が自己都合により中途退学した場合。

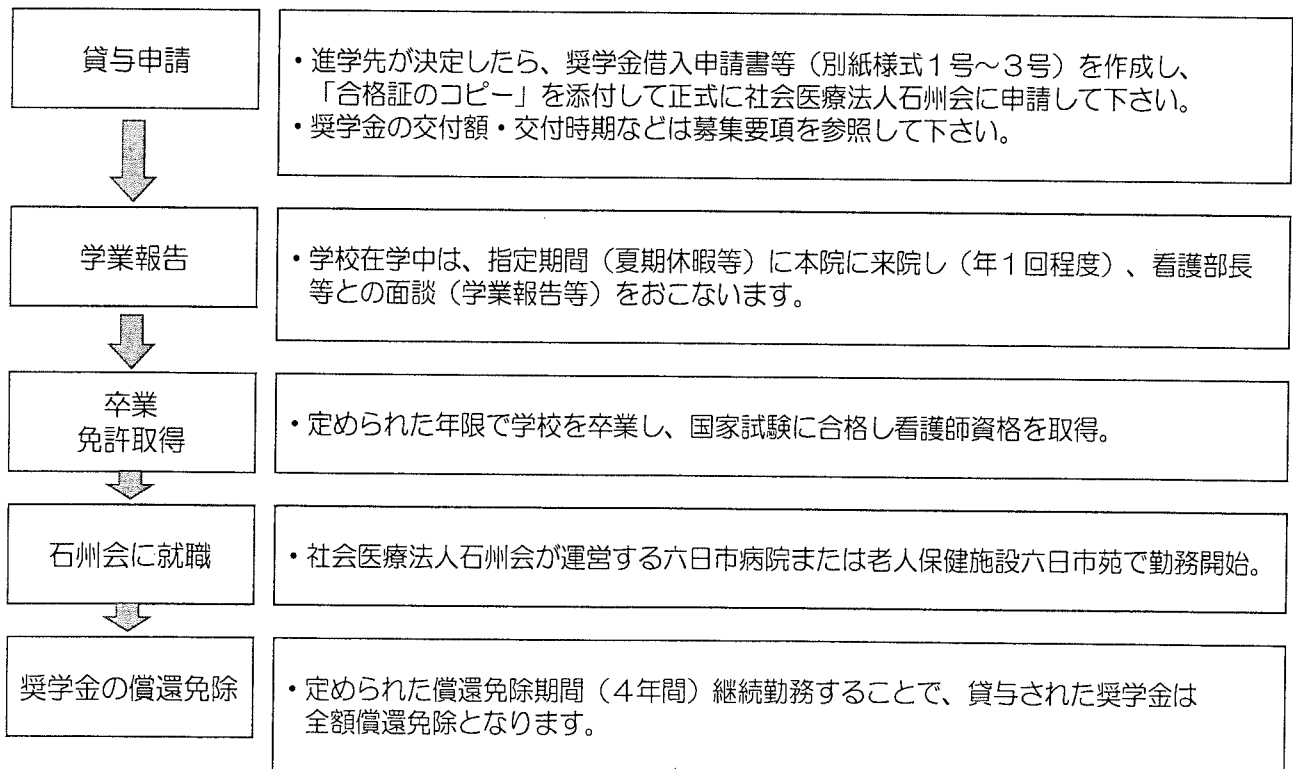
(2) 償還免除成立期間中において、勤務態度の不良、その他就業規則により解雇及び自己都合により退職した場合。

## 奨学金申請から償還免除までの流れ

### (1) 准看護師養成学校進学奨学金 進学先が未定の時点でも応募できます



### (2) 2年課程看護学校進学奨学金 進学先が未定の時点でも応募できます



## 奨学金借入申請書

令和 年 月 日

(氏名) \_\_\_\_\_ は、このたび (学校名) \_\_\_\_\_ に入学を許可されましたので、

年 月から 年 月まで在学したく、在学中に要する学資金の一部として社会医療法人石州会の「看護技術職員等奨学金規程」に基づき奨学金を借入できますよう、関係書類を添え、連帯保証人2名の署名の上、申請いたします。

所在地 \_\_\_\_\_

養成施設 名称(学校名) \_\_\_\_\_

部科名 \_\_\_\_\_

申請者 現住所

ふりがな

氏名

印

奨学金振込先

生年月日

年

月

日 生れ

金融機関名 \_\_\_\_\_

支店名 \_\_\_\_\_

連帯保証人

口座番号 \_\_\_\_\_

(親権者) 現住所

氏名

印

自宅電話番号

生年月日

年

月

日 生れ

申請者との続柄

連帯保証人

現住所

氏名

印

自宅電話番号

生年月日

年

月

日 生れ

申請者との続柄

社会医療法人石州会 理事長 谷浦博之 殿

## 誓約書

私こと、このたび に入学を許可され、  
学資金の一部を貴法人から借用することになりました。

つきましては、貴法人の「看護技術職員等奨学金規程」を守り、所定の学業課程を修了し  
所定の資格免許を取得した後は、引き続いて社会医療法人石州会に勤務することを誓約  
いたします。

万が一この誓約に反したときは、規程にしたがい、借用した奨学金の全部又は既に償還  
した額があれば残額を保証人と連帯して一時に一括償還することを誓約いたします。

令和 年 月 日

現住所

氏名

印

生年月日

年

月

日 生れ

社会医療法人石州会 理事長 谷浦博之 殿

# 身元保証契約書

現住所

本人氏名

生年月日 昭和・平成 年 月 日 生れ

- 一、上記の者が貴法人の「看護技術職員等奨学金規程」により奨学金の貸与を受ける期間の身元に関する一切を私どもが引き受け、貴法人に迷惑をかけません。
- 一、本人の故意、過失、怠慢等により貴法人に損害をあたえ、弁済を命ぜられた場合において、本人がその義務を果さないときは、本人に代わり私どもが連帯して弁済の責を負います。
- 一、前文の保証期間は、本書提出の日より5年とし、「身元保証ニ関スル法律」の第4条によって本契約を解除する場合以外、勝手に解除はいたしません。

令和 年 月 日

現住所

身元保証人氏名

印

職業

自宅電話番号

本人との続柄

生年月日 年 月 日 生れ

現住所

身元保証人氏名

印

職業

自宅電話番号

本人との続柄

生年月日 年 月 日 生れ